

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十七号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項本文中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一週間の勤務時間が三十時間以上である職員の条例第十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、二十日とする。

第七条の二第一項本文中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

第九条第二項中「第七条第二号及び第三号に規定する職員の年次有給休暇の単位は、一時間とする」を「年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる」に改め、同条に次の二項を加える。

3 一時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 七時間四十五分

二 短時間勤務職員のうち、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数

三 短時間勤務職員のうち、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員 一日についてその者に割り振られた勤務時間のうち最大の時間数

4 条例第四条第一項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員のうち、一回の勤務に割り振られた勤務時間が七時間四十五分を超える勤務のあるものの年次有給休暇の単位について、第一項の規定により難しい事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

第十条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改める。

第十一条第一項中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第三項中「掲げる期間」を「定める期間」に改める。

第十四条に次の二項を加える。

2 第十条第一項の表第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数のすべてを使用することができる。

3 一時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員

の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 七時間四十五分
- 二 短時間勤務職員のうち、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数
- 三 短時間勤務職員のうち、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員 一日についてその者に割り振られた勤務時間のうち最大の時間数

附 則

(施行期日)

- 1 この人事委員会規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この人事委員会規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の勤務日を対象として、改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第六条第一項に規定する代休日の指定を行っている場合は、当該代休日の指定により勤務することを命じられた休日に割り振られた勤務時間と当該代休日に指定された日に割り振られた勤務時間は、それぞれ同一の時間とみなす。